

2020年6月26日
株式会社 山梨中央銀行

日本政策投資銀行との「災害対策業務協力協定」の締結について
－新型コロナウイルス感染症等に関連する災害対応や地域活力強化を支援－

株式会社山梨中央銀行(頭取 関 光良)は、株式会社日本政策投資銀行(代表取締役社長 渡辺 一、以下「日本政策投資銀行」といいます)と新型コロナウイルス感染症等に対応する「災害対策業務協力協定」を下記の通り締結いたしました。

本協定は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等(以下、「災害」といいます)への対応に際し、当行と日本政策投資銀行が相互に協調して取り組むことで、地域経済の発展に寄与することを目的とするものです。

当行は、今般の新型コロナウイルス感染症等の災害による被害を受けている、または災害対応に資する取組みを行う事業者さまに対して、日本政策投資銀行との連携を一層深め、円滑な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定締結日

2020年6月26日(金)

2. 業務協力の目的

当行と日本政策投資銀行の持つそれぞれの機能や特性を活かし、災害対策業務において連携を強化することで、地域経済の発展に寄与、ひいてはわが国社会全体のサステナビリティ(持続可能性)向上に資する金融機能を果たしていくことを目的とします。

3. 業務協力の具体的な内容

災害による被害を受けている(災害に起因する生産停止や風評被害等の間接被害も含みます)、または、災害対応への取組みを行う事業者さま等に対し、次の内容について協調して取り組みます。

- (1) 事業者さま等に対する事業性評価等に基づく円滑な金融機能の発揮(投資事業有限責任組合の組成等も含みます)
- (2) 事業者さま等に対するコンサルティング機能の発揮

以 上